

# 利用契約書

社会福祉法人 福角会

指定多機能型事業所くるみ園

放課後等デイサービス事業 みらい

## 【みらい利用契約書】

(保護者) (以下「保護者」という)と社会福祉法人福角会 多機能型事業所くるみ園 放課後等デイサービス事業みらい(以下「事業所」という)は、事業所が保護者の子(児童)(以下利用者という。)に対して提供する放課後等デイサービス事業について、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

### 第1条 (契約の目的)

本契約は、利用者等の意思及び人格を尊重し、子ども福祉法の理念に則り、利用者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスを行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業所が利用者等に対して必要な「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)」並びに「児童福祉法」に基づき、指定放課後等デイサービスを適切に提供する事を定めます。

### 第2条 (契約期間)

1. 本契約の契約期間は、児童通所受給者の給付決定期間に記されている期間とします。
2. 契約満了日の30日前までに保護者から事業所に対して契約終了の申し出がない場合や、かつ受給者証に記載された支給期間終了後に改めて支給決定された場合には、契約は更新されるものとします。

### 第3条 (サービスの内容)

1. 事業所は、別紙「重要事項説明書」に定める内容のサービスを提供します。
2. 放課後等デイサービス事業は、児童発達支援管理責任者・児童指導員・指導員・保育士・運転手等のサービス従業者(以下「従業者」という)が提供するものとします。
3. 事業所は、利用者の障害区分又は保護者及び利用者の希望によって作成した個別支援計画に基づき、各種活動や発達支援、日常生活上の支援を行い、日常生活の充実を目指します。

### 第4条 (契約終了時の支援)

事業所は、放課後等デイサービス事業の終了(解約の場合も含みます)に際し、必要な支援を行うとともに、終了の旨を当該市町村に連絡します。

### 第5条 (緊急時の支援)

1. 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに救急医療機関又は協力医療機関や受診医療機関等での診療を依頼します。
2. 前1項のほか、利用中に心身の状態が変化した場合は、保護者が指定するものに対し、緊急に連絡します。

### 第6条 (事業所の義務)

1. 事業所は、放課後等デイサービス事業の提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全の確保に配慮します。
2. 事業所はこの契約に基づく内容について、保護者及び利用者に対して適切に説明を行います。
3. 事業所は、放課後等デイサービス事業の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為を行いません。

### 第7条 (守秘義務)

1. 事業所は、正当な理由がない限りその業務上知り得た保護者及び利用者の秘密を保持する義務を負います。
2. 事業所は、従業者が退職後、正当な理由なく在職中知り得た保護者及び利用者に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
3. 事業所は、利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
4. 事業所は、保護者及び利用者の個人情報サービスをサービス調整会議等で用いる場合は、保護者の同意を予め文書で得ない限りいかなる場合も用いることはありません。

### 第8条 (利用者負担額及び実費負担額)

1. 事業所の提供する放課後等デイサービスに関する利用料金について、事業所が法律の規定に基づい

て、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、保護者の自己負担はありません。但し、放課後等デイサービス給付費額の代理受領を行わない場合は、重要事項説明書に定める金額を事業者に対し、支払うものとします。

2. 前項の他、保護者及び利用者が希望する放課後等デイサービス給付費対象外サービス実費相当額を事業所に支払うものとします。
3. 前項の実費負担額は、1カ月ごとに計算し、利用者はこれを翌々月10日（金融機関が休みの場合は翌営業日）までに支払います。

#### 第9条（契約の終了）

次の事項に該当する場合、契約の終了とみなします。

- (1) 契約期間が満了したとき（ただし、満了期間前に継続の手続きが取られた場合は除く）
- (2) 利用者が死亡した場合
- (3) 事業所の滅失や毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (4) 事業所が指定の取り消しを受けた場合又は指定を辞退した場合
- (5) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

#### 第10条（保護者からの中途解約）

保護者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、保護者は契約終了を希望する日の30日前までに事業所に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

#### 第11条（保護者からの契約解除）

保護者は、事業所が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- (1) 事業所が、正当な理由なく本契約に定める事項を実施しなかったとき。
- (2) 事業所もしくは従業員が、故意又は過失により保護者及び利用者の身体・財産・信用を傷つけること等によって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められたとき。
- (3) 他の利用者が、保護者及び利用者の身体・財産・信用を傷つけた場合もしくは、傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらないとき。
- (4) 事業所が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。

#### 第12条（事業所からの契約解除）

事業所は、やむを得ない事情がある場合には、保護者に対し契約解除の理由を示した利用解除書で通知し、30日間の予告期間において、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、事業所は保護者に契約解除の理由を示した利用解除書を通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 保護者及び利用者が、故意又は重大な過失や社会通念上相当な範囲を超える行為により事業所の財物・信用を傷つけること・職員やその他関係者の安全と心身の健康に重大な支障を及ぼすおそれがある場合等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (2) 保護者が、事業所に支払うべきサービスの利用料金を2ヵ月以上滞納し、催告したにもかかわらず、支払いがない場合
- (3) 利用者が医療機関に入院し、退院できる見込みがない場合
- (4) 保護者が通知を行わず、サービスの利用を行わなかった場合
- (5) 保護者及び利用者がこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったと認められる場合
- (6) 保護者及び利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合

#### 第13条（事故と損害賠償）

1. 事業所は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町・保護者等に連絡して必要な措置を講じます。
2. 事業所は、サービスを提供するにあたって、事業所の責任と認められる事由によって保護者及び利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

#### 第14条（損害賠償がなされない場合）

事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- （1） 保護者が契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告示を行ったことに、もっぱら起因して損害が発生した場合
- （2） 保護者が利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- （3） 利用者の急激な体調の変化等・事業所の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- （4） 保護者及び利用者が事業所もしくは従業者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

#### 第15条（保護者の損害賠償責任）

保護者及び利用者の故意又は重大な過失により、その責に帰すべき事由により事業所・従業者・その他第三者に損害が発生した場合は、保護者及び利用者の責任能力を鑑み、その賠償責任を負うものとしします。

#### 第16条（情報の保存）

事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了日から5年間保存します。

#### 第17条（苦情解決）

1. 保護者は、本契約に基づく放課後等デイサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。
2. 保護者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできます。また、運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

#### 第18条（虐待防止）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

#### 第19条（カスタマーハラスメント防止）

保護者やその他関係者（以下「保護者等」という。）は、職員またはその他の保護者や利用者、関係者に対し、威圧的な言動や過度な要求、社会通念上相当な範囲を超える行為や許容されない言動を行ってはならないものとしします。

1. 事業所は、前項のような言動が確認された場合、事実関係を調査し、必要に応じて保護者等に対し注意・指導・改善の要請を行うことができます。
2. 保護者等が前項の要請に応じず、または改善が見られない場合、事業所は次の措置を講ずることができます。
  - （1） 保護者等と面談・連絡方法の制限（書面またはメール対応のみに限定等）
  - （2） サービス内容・方法の一時的な変更または中止
  - （3） 利用契約の解除（やむを得ない場合に限り）
3. 上記の措置を講ずる際には、事業所は可能な限りその家族に対し理由を説明し、必要に応じて関係機関（相談支援事業所、市町村担当課等）と連携します。
4. 保護者等の行為が職員または他の利用者や保護者等に対して著しい危険を及ぼすおそれがある場合、事業所は、警察その他関係機関への通報を行うことができます。

#### 第20条（裁判所轄）

この契約に関する訴訟の裁判所轄は、事業所の所在地を管轄する裁判所とします。

#### 第21条（その他）

この契約に定めない事項について、事業所は障害者総合支援法、児童福祉法、その他関係法令に従い、また保護者は信義に従い誠実に協議して決定します。

上記の契約の成立を証するために、この契約書は2通作成し、保護者及び事業所が署名押印の上、各自1通を所持します。

令和 年 月 日

(保護者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

児童氏名 \_\_\_\_\_

(事業所)

所 在 地 愛媛県松山市福角町甲 1829 番地  
事業所名 社会福祉法人 福角会  
指定多機能型事業所くるみ園  
放課後等デイサービス事業 みらい

代 表 者 理 事 長 山 崎 隆 印